

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、その翌日) 休日は、その翌日

目 次

◇規 則 鳥取県漁港法施行細則

◇告 示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

野菜生産出荷安定法による生産出荷近代化計画の樹立
土地改良区の役員の住所の変更
国有財産の用途廃止(三件)
公有水面の埋立ての免許

規 則

鳥取県漁港法施行細則をここに公布する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十二号

鳥取県漁港法施行細則

(目的)

第一条 この規則は、漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)、漁港法施行令(昭和二十五年政令第二百三十九号)及び漁港法施行規則(昭和二十六年農林省令第四十七号)の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可の申請又は協議は、それぞれ当該各号に掲げる様式による申請書又は協議書を知事に提出してしなければならない。

一 法第十九条第五項後段又は法第二十四条第一項後段(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)の許可、様式第一号

二 法第三十九条第一項の許可、様式第二号

三 法第三十九条第四項の協議、様式第三号

(占用の期間)

第三条 法第三十九条第一項の規定による占用の期間は、一年以内とする。ただし、知事が特別の理由により必要があると認めるときは、この限りでない。

(土砂採取料及び占用料)

第四条 法第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者は、別表に定める土砂採取料又は占用料(以下「採取料等」という。)を納めなければならない。ただし、県以外の者が管理する土地に係る水域について許可を受けた者及び同条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 知事は、漁業の経営上必要不可欠と認められる工作物の建設その他特別の理由により必要があると認めるときは、採取料等を減免することができる。

3 偽りその他不正の行為により採取料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を納めなければならない。

(行為の着手等の届出)

第五条 法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手し、又は行為を完了したときは、すみやかに様式第四号による届書を知事に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第六条 法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、すみやかに様式第五号による届書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

一 土砂採取料

区 分	単 位	金 額
土 砂	一立方メートルにつき	四十円
砂 利	一立方メートルにつき	六十円

二 占用料

単 位	金 額
十平方メートル当たり 一日につき	二 円

備考

1 土砂採取料の計算については、一立方メートル未満の端数があるときは、一立方メートルとして計算する。

2 一件の土砂採取料の額が百円未満となるときは、百円とする。

3 占用料の計算については、十平方メートル未満又は一日未満の端数があるときは、それぞれ十平方メートル又は一日として計算する。

4 一件の占用料の額が五十円未満となるときは、五十円とする。

様式第1号

土地(水面)立入(使用)許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、土地(水面)の立入り(使用)の許可を受けたいので、
漁港法第19条第5項後段(第24条第1項後段、第36条第1項において準
用する同法第24条第1項後段)の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名)
(株及び代表者氏名)

印

記

漁 港 名	
目 的	
期 間	
場 所	
面 積	

備考 位置図及び実測平面図を添附すること。

様式第2号

漁港区域内における行為についての許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、漁港区域内の水域（公共空地）における行為の許可を受けたいので、漁港法第39条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

㊟

記

漁	港	名	
許可を受けようとする理由			
行為の内容	種	類	
	目	的	
	期	間	
	場	所	
	面	積	
	数	量	
方	法		

備考

- 「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。
- 「数量」欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占有の場合には記載しなくてもよい。
なお、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。
- 「方法」欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行なう場合に、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 位置図、実測平面図、設計書、安定計算書、利害関係者の承諾書及び漁港管理者の意見書を添附すること。

様式第3号

漁港区域内における行為についての協議書

職 氏 名 殿

下記のとおり、漁港法第39条第4項の規定により漁港区域内の水域（公共空地）における行為について協議します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名)
(称及び代表者氏名)

㊟

記

漁	港	名	
協議をしようとする理由			
行 為 の 内 容	種	類	
	目	的	
	期	間	
	場	所	
	面	積	
	数	量	
	方	法	

備考

- 「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。
- 「数量」欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占有の場合には記載しなくてもよい。
なお、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。
- 「方法」欄には、請負、委託等の方法により協議をした行為を行なう場合に、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 位置図、実測平面図、設計書、安定計算書、利害関係者の承諾書及び漁港管理者の意見書を添附すること。

様式第4号

漁港区域内における行為着手(完了)届

職 氏 名 殿

下記のとおり、漁港区域内における行為に着手(行為を完了)したので、鳥取県漁港法施行細則第5条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあつては、名)
(称及び代表者氏名)



記

漁 港 名	種 類	
	場 所	
行為の内容	許可年月日及び号	
着手(完了)年月日		
請負人の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		

様式第5号

氏名(名称、住所)変更届

職 氏 名 殿

下記のとおり、氏名(名称、住所)に変更があつたので、鳥取県漁港法施行細則第6条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあつては、名)
(称及び代表者氏名)



記

変更事項	新	
	旧	
変更年月日		
変更の理由		

告 示

鳥取県告示第二百五十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
大月 歯科 医院	倉吉市上井三一六番六	全国	昭和四十八年 一月四日
安田 "	米子市朝日町五番地	"	"
三朝町国民健康保険 竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨 一六八	"	昭和四十七年 十二月二十五日
弓場 外科 医院	米子市旗ヶ崎荒神西灘	"	昭和四十八年 二月一日
西 田 内 科	倉吉市堺町三丁目 九六二一三	"	"
上田 歯科 医院	鳥取市西町一丁目四五四	"	"
財団法人恵仁会	米子市西町三六番地の一	"	二日

フェライト 米里診療所	鳥取市久末七〇一一	"	十五日
萩 野 薬 局	川端一丁目二〇六	"	"
鳥取県職員診療所	栗谷町七二の一、 鳥取県職員会館内	"	三月一日
鳥取県職員 歯科診療所	"	"	"

鳥取県告示第二百五十二号

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)第八条第一項の規定に基づき、大山弓浜及び因幡野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画を定めたので、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大山弓浜野菜指定産地生産出荷近代化計画(概要)

- 1 生産出荷近代化計画樹立地区
野菜指定産地名 大山弓浜
指定野菜の種類 秋冬さといち
野菜指定産地の区域 米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村および岸本町
- 2 生産出荷近代化計画の内容
(1) 基本構想
ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和50年度を目標とする計画は、次のとおりである。

- ア 作付面積 265ヘクタール
 - イ 生産数量 5,786トン
 - ウ 指定消費地域に対する出荷量 3,500トン
- 1 生産の近代化に関する事項
- さ とも栽培作業中、多労を要する収穫作業については、大型機械を導入し、その省力を図る。連作障害対策としては、輪作体系の改善及び深耕等によりその防止に努める。
- う 出荷の近代化に関する事項
- 現在農家で行なわれている調整、選別、包装作業は、野菜集送センターで行ない、統一された規格のものを出荷する。
- (2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画
- ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量
 - イ 作付面積及び生産数量

当産地のさといものは、昭和45年においては428ヘクタールであったが、昭和47年には211ヘクタールに減少している。

弓浜地帯の石川早生いもは、マルチ栽培技術の好成績と価格の好調から輪作を無視した極端な増反を行なった結果、連作障害の発生により作柄が悪化し、更には昭和46年においては全国的に増反され、供給増による価格の低落と白ねきの好況によるねぎへの転換が行なわれた。

一方中山町、名和町等山ろく地帯のえぐいもについては、永年の作付により、連作障害特に乾性腐敗病の発生による減収が著しく、そのため収益性が低下し、作付が減少した。したがって、他作物

との適正な輪作体系を確立するとともに、深耕や無病種いもの確保等により、10アール当たり収量の向上を図り、産地の長期安定化を図る。

年次	項目		10アール当たり生産数量 kg	生産数量 t
	作付面積 ha	指定消費地域 ha		
現 在 (昭和46年)	447		1,355	6,064
目標年次 (昭和50年)	265		2,217	5,786

(イ) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

年次	仕向先	指定消費地域	その 他			合 計
			県	外 県	内	
現 在 (昭和46年)		3,042 t	100 t	395 t	3,535 t	
目標年次 (昭和50年)		3,500	200	400	4,100	

1 生産出荷近代化事業計画

昭和48年度から3箇年で推進予定の事業内容は、次のとおりである。

項目	事業種目	受益範囲		事業 量
		事業箇所 戸数	面積 ha	
生産近代化施設 導入	トラクター 及び附属機	4	240	4台 2台 2台 1台 1台
				トラクター ロータリー プロードキヤスター 畦立機 堀取機

フルチャー ストレーク	1組	トラツクスケール さといも洗浄機 自動秤量機 除根毛機	1台 1台 1台 1台	1	3,820	1	集出荷用機	出荷近代化施設 導入
----------------	----	--------------------------------------	----------------------	---	-------	---	-------	---------------

因幡野菜指定産地生産出荷近代化計画 (概要)

1 生産出荷近代化計画樹立地区

野菜指定産地名 因幡

指定野菜の種類別 秋冬さといも

野菜指定産地の区域 鳥取市、国府町、岩美町、福部村及び河原町

2 生産出荷近代化計画の内容

(1) 基本構想

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項昭和52年度を目標とする計画は、次のとおりである。

(イ) 作付面積 128ヘクタール

(ロ) 生産数量 2,188トン

(ハ) 指定消費地域に対する出荷数量 1,232トン

イ 生産の近代化に関する事項

早期出荷と安定的生産を図るため、マルチ栽培を行なっている。

昭和52年には、作付面積を182ヘクタールに拡大するとともに、作

付地の集団化を図り、労働生産性の向上に努める。

ウ 出荷の近代化に関する事項

経済連において、全体共通による品質、規格の統一及び、市場調整と価格維持を図り、系統による無条件委託販売のうえで、日別ゾール計算を行なう。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

(イ) 作付面積及び生産数量

現状では米の生産調整の関係もあつて、適、不適地にかかわらず、かなり広範に作付されているので、これらを安定して良質、多収穫するため、適地域に集約し、輪作体系の確立とあわせて、高エネルギー、高収益を図り、1戸当たりの作付規模も10アール程度に拡大し、地域作付面積128ヘクタールの確保と、優良種苗の確保を図り、10アール当たり収量と生産量の増大を図る。

年次	項目	作付面積	10アール当たり生産数量	生産数量
現 在 (昭和46年)		95ha	1,376kg	1,321t
目標年次 (昭和52年)		128	1,705	2,188

(ロ) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

年次	仕向先	指定消費地域	その他の			合計
			県外	県内	内	
現 在 (昭和46年)		507t	—t	200t	707t	
目標年次 (昭和52年)		1,232	—	205	1,437	

1 生産出荷近代化事業計画

昭和48年度から3箇年で推進予定の事業内容は、次のとおりである。

項目	事業種目	事業		事業
		箇所数	受益範囲	
生産近代化施設導入	マルチ張り機	8	300戸	ハイマルチ 10台
出荷近代化施設導入	集出荷機	1	160	洗浄包装施設 1セット

鳥取県告示第二百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

関金土地改良区

理事	變更前		變更後	
	福 永 好 一	東伯郡関金町大字明高九四一番地一	東伯郡関金町大字掘二九四番地	東伯郡関金町大字掘二二六番地
高 倉 豊	變更前	東伯郡関金町大字掘二九四番地	變更後	東伯郡関金町大字掘二九四番地
	變更後	東伯郡関金町大字掘二九四番地	變更前	東伯郡関金町大字掘二二六番地

増田 義人

變更後

二二六八番地

山根 喜好

變更後

六一七番地

鳥取県告示第二百五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月三十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
気高郡鹿野町大字今市字原田屋敷工六六番地先から同町大字今市字原田屋敷二六六番一地先まで		九四・五二	道路敷

鳥取県告示第二百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月三十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉成字外河原八四三番三地先		一八・〇〇	水路敷

鳥取県告示第二百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月三十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
西伯郡西伯町大字福成字小丸山九二二番一地先から同町大字福成字小丸山九二四番一地先まで	一八・九一	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字ミコデン九七一番地先から同町大字福成字ミコデン九六三番二地先まで	一四二・九四	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字大石原九五四番地先	九・六〇	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字ミコデン九七一番一地先から同町大字福成字小丸山九二四番一地先まで	六八・二四	水路敷

鳥取県告示第二百五十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石

破 二 朗

一 免許の日

昭和四十八年三月三十日

二 免許を受けた者

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県

三 埋立ての場所及び面積

境港市昭和町九番一地先
七、一〇〇・七五平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設の造成のため

五 埋立工事の期限

昭和四十九年三月三十一日